

観音寺市長 宛て

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名	※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。	電話番号	
		住所 〒	
メールアドレス			

2 申請の区分（該当する欄に○を付けてください。）

世帯	単身	2人以上の世帯	同時に移住した家族（申請者本人を除く。） 人		
			上記のうち18歳未満の者 人		
補助金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業

3 確認事項（該当するか確認をして○を付けてください。）

裏面「観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する
申請日から5年以上継続して、観音寺市に居住する意思について	意思がある
（就業・起業の場合） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	意思がある
（テレワークの場合のみ記載） 観音寺市への移住の意思について	自己の意思である
（関係人口の場合のみ記載） 補助対象者を含む2人以上の世帯での移住について	該当する

#### 4 移住元の住所

住 所	
-----	--

5 東京 23 区の在勤者であった場合のみ、東京 23 区への 5 年以上の在勤履歴を記載すること。また、そのうち東京 23 区の大学へ通学していた者はその在学歴も記載すること。

期 間	就 業 先 ( 通 学 先 ) 名 称	就 業 地 (通 学 地)
～		
～		
～		

備考 東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の交付対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。)

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、② 31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

#### 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤 務 先 部 署 に 行 く 頻 度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	

#### 観音寺市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 観音寺市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、観音寺市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、観音寺市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たり、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 補助金の申請日から 3 年未満で香川県外に転出した場合 全額
  - (3) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に香川県外に転出した場合 半額
  - (4) 補助金の申請日から 1 年以内に就業に関する要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (5) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定を取り消された場合 全額
  - (6) 書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに応じないことにより、居住状況を確認できない場合 全額
- 3 補助金の支給を受けた後に実施される観音寺市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。